

平成26年度

特定テーマ調査報告書

特定テーマ

- 1 スポーツの振興を通じた人づくりの推進
について
- 2 振り込め詐欺を撲滅するための取組につ
いて

平成26年11月

文教警察委員会

目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	スポーツの振興を通じた人づくりの推進について	
1	背景及び検討の視点	4
2	現状と課題	4
(1)	子どもの体力・運動能力の向上に向けた取組の推進	4
(2)	地域スポーツの充実や運動部活動の活性化などスポーツの振興	6
3	提言	7
(1)	子どもの体力・運動能力の向上に向けた取組の推進	7
(2)	地域スポーツの充実や運動部活動の活性化などスポーツの振興	8
IV	振り込め詐欺を撲滅するための取組について	9
1	背景及び検討の視点	9
2	現状と課題	9
(1)	高齢者層に重点を指向した広報啓発活動の推進	9
(2)	関係機関・団体と連携した予防・検挙活動の推進	10
(3)	少年を振り込め詐欺に加担させないための活動の推進	11
3	提言	12
(1)	高齢者層に重点を指向した広報啓発活動の推進	12
(2)	関係機関・団体と連携した予防・検挙活動の推進	13
(3)	少年を振り込め詐欺に加担させないための活動の推進	13
V	おわりに	15
VI	委員名簿	16
VII	調査関係部課	16

I はじめに

人口減少と少子高齢化の急速な進行、グローバル化の進展など、昨今の社会情勢の変化に的確に対応しながら、「元気度 日本一 栃木県」をより確実に、より効果的に実現していくためには、とちぎづくりの原点である「人づくり」を着実に推し進めることが重要である。

このような中、子どもの体力、運動能力が低下傾向にあることなどから、県民一人ひとりがスポーツに親しみ、それぞれの年齢、目的等に応じた体力の維持・増進を図るとともに、世代や地域を超えた交流を広げ、つながりを深めながら、健やかに生涯を楽しむような取組が求められている。

また、日々の暮らしの安全・安心を確保するために、関係機関の連携と協力による犯罪の未然防止や検挙に努めるとともに、地域の連帯により日常生活を脅かす犯罪が発生しにくい地域づくりが求められている。

とりわけ、全国的にも過去最悪の被害となっている特殊詐欺については、本県においても、認知件数、被害額ともに過去最悪のペースで推移するなど、極めて深刻な事態となっており、本議会でも昨年11月に「特殊詐欺を撲滅し、県民生活の安全・安心を確保する決議」を全会一致で可決したところである。

そこで、教育分野として「スポーツの振興を通じた人づくりの推進について」を、警察分野として「振り込め詐欺を撲滅するための取組について」をそれぞれ特定テーマとして定め、調査・研究を重ねてきたところである。

この報告書は、こうした本委員会の調査・研究活動の結果を取りまとめたものである。

II 委員会の活動状況

1 平成 26 年 4 月 18 日（金）

特定テーマについて協議を行い、調査研究テーマを決定した。

- ・ スポーツの振興を通じた人づくりの推進について
- ・ 振り込め詐欺を撲滅するための取組について

2 平成 26 年 5 月 16 日（金）

各テーマについて、執行部の概要説明後、質疑を行った。

3 平成 26 年 7 月 7 日（月）

下野市及び小山市において現地調査を行った。

調査先及び調査事項

(1) NPO法人夢くらぶ国分寺

「NPO法人夢くらぶ国分寺の自主運営を通じた地域スポーツ振興の取組について」

(2) 小山警察署

「小山警察署管内における振り込め詐欺抑止対策の推進状況について」

(3) 足利銀行小山支店

「金融機関による声かけ訓練について」

4 平成 26 年 8 月 22 日（金）

執行部に対する事前通告制による質疑を行った。

5 平成 26 年 8 月 27 日（水）～29 日（金）

東京都、福岡県及び愛媛県において県外調査を行った。

調査先及び調査事項

(1) 警視庁「特殊詐欺被害防止対策電話センター業務について」等

(2) 福岡県立スポーツ科学情報センター「福岡県スポーツ振興センターの事業概要について」等

(3) 愛媛県「スポーツ振興に関する県の施策について」

- 6 平成 26 年 10 月 9 日 (木)
報告書骨子案の検討を行った。
- 7 平成 26 年 10 月 24 日 (金)
報告書素案の検討を行った。
- 8 平成 26 年 11 月 14 日 (金)
報告書案の検討を行った。

Ⅲ スポーツの振興を通じた人づくりの推進について

1 背景及び検討の視点

近年、子どもの体力、運動能力は低い水準にあり、また、運動をする子としない子の二極化も見られる。「健康・体力」は、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、「確かな学力」「豊かな人間性」とともに「生きる力」を育成する上で、極めて重要である。県教育委員会では、「とちぎ元気キッズ育成事業」などを実施し子どもの体力向上に取り組んでいるが、さらに一歩進んだ取組が必要である。

また、平成34年に第77回国民体育大会が本県で開催される。この国体を子どもの成長につなげる好機ととらえ、とちぎの子どもたち一人ひとりが自らスポーツに関わろうとする意欲や、協力、責任、参画などの社会的態度を育てるなど、スポーツの裾野をさらに広げていくことも重要である。

さらに、「健康長寿とちぎづくり推進条例」が本年4月1日から施行され、運動等の身体活動の増加を促進するため、県が必要な施策を講ずるものと規定されたところである。県教育委員会においては、県民が健康で充実した生活を送るため、広くスポーツの普及を図り、地域スポーツ活動の充実や運動部活動の活性化を図っていくことも重要である。

そこで本委員会としては、特定テーマを「スポーツの振興を通じた人づくりの推進について」とし、以下の視点から様々な検討を行うこととした。

- (1) 子どもの体力・運動能力の向上に向けた取組の推進
- (2) 地域スポーツの充実や運動部活動の活性化などスポーツの振興

2 現状と課題

(1) 子どもの体力・運動能力の向上に向けた取組の推進

ア 本県の児童生徒の体力・運動能力の現状

本県児童生徒の体力は、全国的な傾向と同様に、平成11年頃から緩やかながら向上傾向に転じており、全国と比較してほぼ中程度の水準にある。

しかし、体力水準の高かった昭和60年頃と比較すると、依然として低い水準が続いており、図1のとおり、運動をする子としない子の二極化も見られる。

さらに、全国に比べ、平日に授業以外で運動・スポーツをしている児童の割合が低く、小学生から高校生まですべて「走・跳・投」の基礎的な運動能力も低い状況にある。特に、投げる能力が劣っている。

イ 子どもの体力・運動能力向上に向けた取組

県教育委員会では、現在、子どもの体力向上を目的に「とちぎ元気キッズ育成事業」を中心とした取組を展開している。

学校を中心とした事業では、「なわ跳び」「鬼ごっこ」「ドッジボール」など、家庭や地域でも取り組むことができる運動遊びを奨励しており、全児童に、なわ

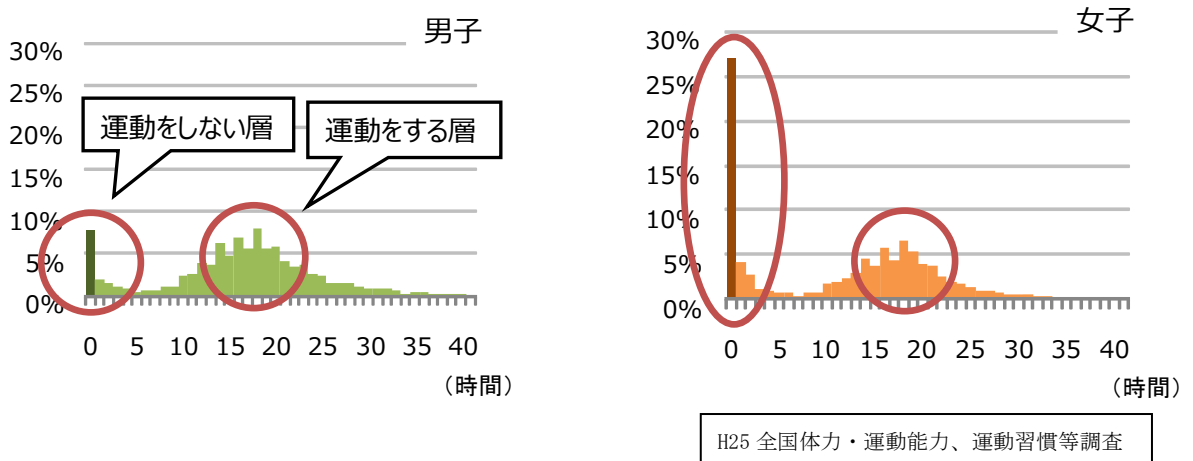
跳びカード・ステッカーを配布したり、特徴的な取組を実践している小学校を表彰するなどして、子どもたちの運動への取組を支援している。また、家庭及び地域との連携事業では、プロスポーツチームやトップアスリートを総合型地域スポーツクラブに派遣し、選手と子どもたちとの交流を図る事業を展開している。

さらに、幼児期からの運動習慣形成の重要性に鑑み、関係機関と連携し、幼児期・児童期に関わる教諭や保育士を対象に講習会等を実施している。

本委員会で調査した福岡県では、子どもたちがスポーツにふれあう機会や自分にあった種目を見つける契機となる「タレント発掘事業」等を実施し、愛媛県では、ホームページを通じて楽しく競い合える「えひめ子どもスポーツITスタジアム」等の事業に取り組み、子どもの体力向上を図っている。

図1 本県児童生徒の運動する子としない子の二極化

本県中2男女の1週間の総運動時間の分布



ウ 子ども体力・運動能力の向上に向けた課題

運動をする子としない子の二極化がある中で、運動をしない子をいかに運動する子にするかのきっかけづくりが大切である。また、運動好きの子を育てるためには、神経系の発達が著しい小学校低学年までの時期に、自由に体を動かすような外遊びや運動経験を通して、運動の楽しさを味わわせ、運動習慣を形成していくことが課題になってくる。

学校教育における体育の授業や体育祭などの学校行事は、スポーツに対する関心や意欲を高める上で重要な役割を果たしていることから、これらの取組をより一層工夫し充実していくことが求められている。

また、生涯にわたって健康を保持し健康な体づくりを続けていくためには、子どもの時期に健康的な生活習慣をいかに確立していくかが課題である。

学校教育以外においては、現在、青少年教育施設等において、施設の特徴を活かした自然観察や登山などの主催事業を実施するなど、施設利用団体に対して体力・運動能力の向上に資する活動プログラムを提供しているが、より多様な機会をとらえて工夫して取り組むことが重要である。

(2) 地域スポーツの充実や運動部活動の活性化などスポーツの振興

ア 地域スポーツの現状と取組及び課題

本県成人のスポーツ実施率^(※1)は、図2のとおり、緩やかに向上しているものの、平成25年度の県政世論調査では39.8%と全国平均47.5%(平成24年度)からは低い状況にある。地域スポーツの振興においては、スポーツ実施率が低い成人のスポーツ・レクリエーションに取り組むきっかけづくりが課題である。

これに対し県教育委員会では、全県規模で毎年県民スポーツ・レクリエーションフェスティバルを開催している。これは、「開会イベント」「交流体験イベント」「種目別大会」「県民スポーツ大会」の4部門で構成され、参加者は例年、30,000~40,000人で推移している。

これらの取組により、県民へのスポーツやレクリエーション活動の普及・啓発・振興を図っているが、さらなる充実を図ることが求められている。

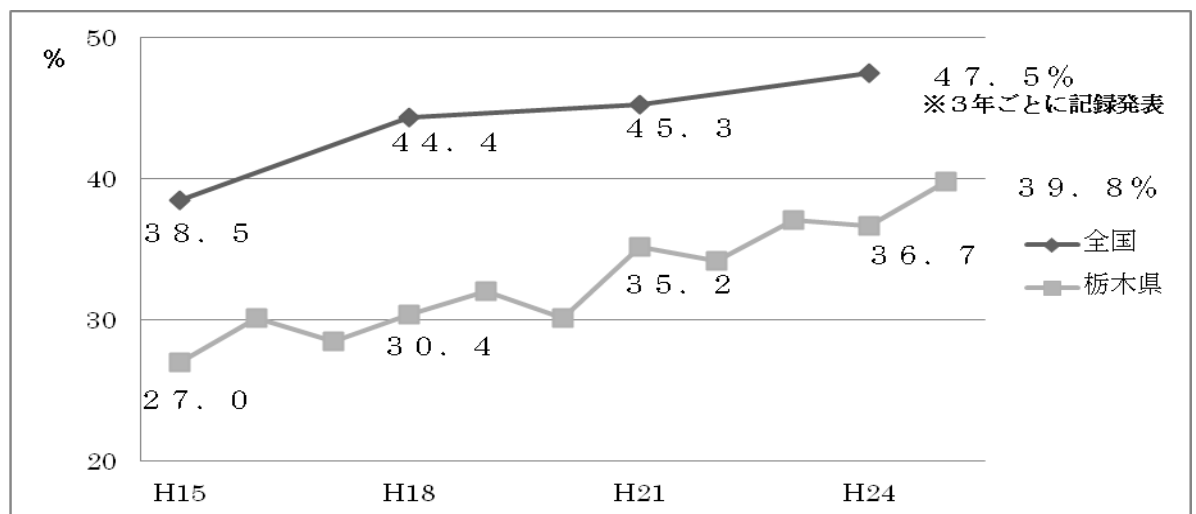
また、地域スポーツの振興のため、県教育委員会内に「とちぎ広域スポーツセンター」を設置し、栃木県体育協会や各市町等と連携して、県民がそれぞれのライフステージに応じて、「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」主体的にスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの創設・運営について支援している。

本県では、現在22市町に準備段階の3クラブを含む、55のクラブが設立されており、会員数は約25,000名を数える。各クラブは地域においてスポーツを通じた豊かな地域コミュニティの形成等に寄与する活動を展開している。

総合型地域スポーツクラブは、順調に設立数が増えているものの、クラブの規模や活動内容、各クラブが抱えている課題も様々であり、今後も一層の育成・支援を継続していくことが必要である。さらに、地域(総合型地域スポーツクラブ等)と学校との連携を深めていくことも課題である。

(※1) 週1回以上スポーツを実施する者の率

図2 成人のスポーツ実施率の推移



「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計・県政世論調査

イ 運動部活動の現状と取組及び課題

学校教育活動の一環として実施されている運動部活動の加入率は、過去 10 年間の推移をみると、中学校では 73% 前後で横ばい状態であるが、高等学校では徐々に増加し、平成 25 年度は 41.2% と調査開始以来最高の値を示した。しかし、生徒数減少による部員不足への対応や指導者の確保は、十分とは言えない状況である。

そのような中、生徒のニーズの多様化や指導教員の高齢化などにより、中学校、高等学校では、地域のスポーツ指導者に対する派遣の要望が多く、現在、中学校 67 校 154 部、高等学校 29 校 66 部、合計 96 校 220 部に地域スポーツ指導者を派遣している。

部活動に加入する生徒の中には、より専門性の高い指導を望む生徒もおり、生徒の実態に即した活動形態の工夫や顧問の指導力の向上、専門的な指導者の確保が課題である。また、多くの部員を確保するためには、魅力的な活動が展開できるよう内容を工夫する必要がある。

さらに、運動部活動を通して、児童生徒が健全な発育発達を図る上で、栄養に関する知識を習得していくことも求められている。

あわせて、運動部活動の指導は週休日にも行われており、部活動の活性化には、指導教員の処遇改善も課題である。

3 提言

(1) 子どもの体力・運動能力の向上に向けた取組の推進

ア 「とちぎ元気キッズ育成事業」の継続と取組の充実

これまでの学校での取組等により、一定の成果は上げているもののさらなる対策が必要である。そこで、現在実施している「とちぎ元気キッズ育成事業」の継続と全体的な体力・運動能力向上に向けたプログラムの提供や本県が低迷を続けている投能力の向上に特化した取組など、さらに一歩進めた取組を行うこと。

また、子どもの体力・運動能力向上を図るため、地域（総合型地域スポーツクラブ等）が学校と連携を取り合い、子どもたちの運動・スポーツの支援をしていくこと。

イ 学校教育での取組

トップアスリート等から直接指導を受け、技術指導だけではなく、目標に向かって努力する姿などの生き方に触れることは、子どもたちに勇気や感動を与え、スポーツに関わろうとする意欲を高めることから、外部人材の活用などを学校教育の中で積極的に取り入れること。

ウ 健康づくりへの意識づけの取組

児童生徒に対して、生涯にわたる健康な生活習慣の定着に向けた意識付けを行うには、従来からの指導に加え、専門家等からのアドバイスを受ける機会をつくるなど、関係機関と連携した普及啓発に取り組むこと。

エ 青少年教育施設等での運動に親しむ取組

子どもが楽しみながら体力・運動能力を向上させるためには、青少年教育施設等での取組を一層充実させるだけでなく、公民館や放課後子ども教室など、様々な機会をとらえて、子どもの体力・運動能力の向上につながる方策を検討すること。

(2) 地域スポーツの充実や運動部活動の活性化などスポーツの振興

ア スポーツ・レクリエーションイベントの充実

国体などの大規模なスポーツイベントの開催に伴う県民のスポーツに対する機運の高まりを受け、子どもから高齢者まで、誰もがスポーツ・レクリエーションへの興味・関心を高めるよう工夫すること。

特に、幼児期から運動に親しむ習慣を身に付けさせることは、子どもの体力・運動能力の向上にも大きく寄与するとともに、生涯にわたって運動やスポーツを継続していく基盤づくりとなる。また、子どもの運動習慣形成には親のスポーツ・運動への関わりも重要である。

そこで、県内プロスポーツチームや障害者スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ等の各種関係機関・団体との連携、協力のもと、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを身近に体験できるきっかけづくりや、「健康長寿とちぎづくり推進条例」を受け、県民の健康に対する意識を高めるためのイベントの開催を検討するとともに、イベントの効果を高めるため、県内で開催される各種スポーツ大会等と連携した取組を図ること。

イ 運動部活動への専門家の派遣

運動部活動においては、専門性の高い指導を体験し、スポーツを実施する上での正しい知識を得ることは、より魅力ある活動につながり、生徒のスポーツへの関心と意欲を高め、競技人口の拡大が図れるものと考えている。

そこで、トレーニング、栄養、心理等、専門的な指導に身近に触れる機会を設けるなど、運動部活動の活性化が図れるような取組を検討すること。

ウ 部活動指導者の指導力の向上

運動部活動指導者研修等、指導者の指導力向上のための取組をさらに充実させながら実施していくこと。

さらに、指導教員の部活動指導に対する手当の見直しを行う等の処遇改善に取り組むこと。

エ 栄養教諭等による栄養指導

スポーツをする児童生徒が、競技力や体力の向上を図るとともに健全な発育ができるよう、県内全市町に配置されている栄養教諭等がスポーツと栄養に関する専門知識を習得し、所属校等で運動部活動指導者と連携した栄養指導を行うなどの取組を検討すること。

IV 振り込め詐欺を撲滅するための取組について

1 背景及び検討の視点

本県の治安情勢は、平成 25 年の刑法犯認知件数が、戦後最多を記録した平成 15 年の半数以下にまで減少するなど、一定の改善が見られている。そのような中、特殊詐欺被害は深刻な状況にあり、平成 25 年は、認知件数及び被害額ともに前年と比較して大幅に増加し、被害額にあっては、これまでの最高額である約 6 億円を大きく上回り、12 億円を超えるに至っている。

とりわけ、親や祖父母が子や孫を思う情愛に付け込み、人と社会の信頼関係を逆手に取るなど極めて卑劣な犯罪であるオレオレ詐欺をはじめとする振り込め詐欺については、認知件数及び被害額の増加が顕著で、極めて深刻な状況にある。

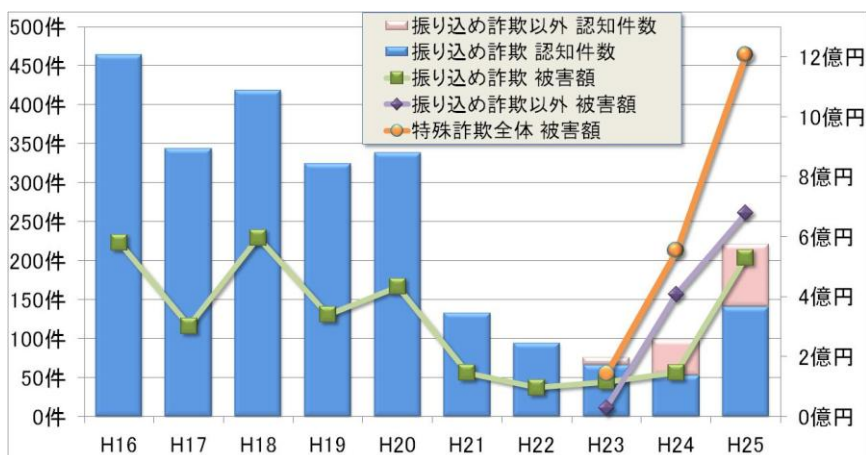
こうした現状を踏まえ、県警察では、犯行グループの検挙に向けた捜査活動を積極的に推進するとともに、金融機関をはじめとする関係機関・団体と連携した予防活動に取り組んでいるところであるが、振り込め詐欺を撲滅するためには、警察はもとより、県全体の力を結集して、県民及び社会の抵抗力をより一層強化していくことが重要である。

さらに、近年、全国的に中学生・高校生を含む少年が、現金等の交付を受ける役割の「受け子」等として振り込め詐欺に加担して検挙される事案が相次いで発生するなど、大きな社会問題となっており、その防止にも万全を期していく必要がある。

そこで、本委員会では、特定テーマの調査研究に当たり、以下の視点から様々な検討を行うこととした。

- (1) 高齢者層に重点を指向した広報啓発活動の推進
- (2) 関係機関・団体と連携した予防・検挙活動の推進
- (3) 少年を振り込め詐欺に加担させないための活動の推進

図 3 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移



2 現状と課題

- (1) 高齢者層に重点を指向した広報啓発活動の推進

振り込め詐欺の被害者の大半は 65 歳以上の高齢者であり、高齢化が今後さらに進むと見込まれている状況にあつて、高齢者層に重点を指向した取組が重要になると考えられる。

表 1 振り込め詐欺の被害者年齢・性別割合

平成25年	認知件数 (件)	被害者年齢・性別構成比(%)							
		59歳以下		60歳～64歳		65歳～69歳		70歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
オレオレ詐欺	80	0.0%	0.7%	0.7%	7.1%	0.7%	5.0%	12.8%	29.8%
架空請求詐欺	35	5.7%	7.1%	2.1%	0.7%	0.0%	2.1%	0.7%	6.4%
融資保証金詐欺	8	3.5%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.7%
還付金等詐欺	18	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.7%	5.7%
合計	141	9.2%	10.6%	2.8%	7.8%	0.7%	11.3%	14.9%	42.6%

ア 高齢者自身に対する防犯指導・注意喚起

県警察では、広報チラシの配布やポスター掲示等の一般的な広報啓発のほか、警察官による巡回連絡や防犯講話、過去の振り込め詐欺事件などで押収された名簿登載者に対する架電、委嘱アドバイザーによる高齢者世帯の戸別訪問など、振り込め詐欺被害に遭わないための直接的・個別的な防犯指導・注意喚起を行っている。

イ 周囲の人々等に対する働きかけ

県警察では、高齢者の子供や孫等の家族に対して働きかけを行い、振り込め詐欺への対応について、家族から高齢者に話してもらうことや、高齢者に接する機会が多い栃木県老人クラブ連合会、栃木県民生委員児童委員協議会等と連携を図るなど、高齢者に対する注意喚起を行っている。

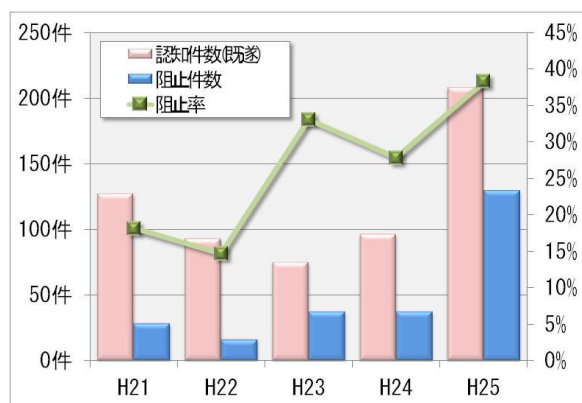
これらの取組を推進しているにもかかわらず、被害に遭った高齢者の多くは自身が被害に遭うことはないと考えていながら被害に遭っているのが実態である。そのため、一段と次元を高めた広報啓発活動を推進していくとともに、さらには高齢者が犯人と接触しないための方策等についても検討する必要がある。

なお、本委員会で調査した警視庁では、65 歳以上の高齢者世帯を対象に録音装置付きの機器を貸し出し、着信音が鳴る前に「この電話は録音されています。」とのメッセージが流れることにより、犯人との接触を防ぐほか、録音した音声データを蓄積し、余罪捜査に活用していく取組を行っている。

(2) 関係機関・団体と連携した予防・検挙活動の推進

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の認知件数と阻止件数等の推移をみると、認知件数が右肩上がり増加している一方で、金融機関での声掛け等により、被害の発生を防止するケースも増加しており、被害阻止件数、阻止率とも上昇している状況にある。

図4 振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の阻止件数等の推移



ア 関係機関・団体と連携した予防活動の推進

(ア) 金融機関等との連携

栃木県金融機関防犯協議会を設立し、県内金融機関の店舗と警察の情報共有を可能とするなど、警察と金融機関が一丸となって被害防止に取り組んでいる。また、金融機関窓口における声掛け訓練を行い、窓口職員による被害者への声掛け、説得、警察への通報といった一連の対応を確認するなど、詐欺被害の未然防止対策を促進している。

(イ) 郵便局、宅配事業者等との連携

最近では、金融機関における振り込みだけでなく、犯人の指示により現金を荷物として送付する事例が増えており、郵便局や宅配事業者等との連携についても重要となっている。日本郵便株式会社や宅配事業者と連携し、荷受時の声掛けや現金在中の確認、詐取金送付先リストとの照合等の水際対策を推進しているほか、ATMを設置しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットとの連携を強化している。

このように、関係機関・団体と連携した予防活動を推進しているが、金融機関や宅配事業者等を利用した犯行がなくなったわけではないことから、金融機関をはじめとする社会のセーフティーネット機能を高める取組を一層推進していく必要がある。

イ 関係機関・団体と連携した検挙活動の推進

振り込み詐欺の実行犯については、被害者をだますために電話をかける架け子の犯行拠点を発見・摘発し、被害者からの現金受取役の受け子を「だまされた振り作戦」や宅配事業者等の協力を得て検挙している。

さらに、振り込み詐欺に使用される携帯電話や預貯金口座を不正に入手し、犯行グループに提供する助長犯についても関係機関からの通報に基づき検挙している。

(3) 少年を振り込み詐欺に加担させないための活動の推進

全国において、中学生・高校生を含む少年が被害者から現金を受け取る受け子などとして振り込め詐欺に加担し、警察に検挙されるという事案が相次いで発生しており、少年の検挙人員、検挙者全体に占める少年の割合とも、増加している。

ア 学校や家庭との連携による少年の規範意識の向上

県警察では、学校と連携して、非行防止教室等を開催し、生徒児童に対して、現金や書類等を受け取るだけで簡単に稼げるなどの安易なアルバイトや、インターネット掲示板等の高額なアルバイト勧誘の危険性、軽はずみな行為が重大な犯罪に関与することになりかねないことを指導するなど、少年の規範意識の向上を図るための取組を推進している。

また、保護者向け講演会等において、少年が振り込め詐欺に加担しているなどの非行情勢について説明するとともに、家庭における非行防止の取組を働きかけている。

イ 再非行防止対策の推進

平成 25 年中に全国で振り込め詐欺で検挙された少年の約 7 割が何らかの非行歴を有していることから、再非行防止対策の一層の推進を図ることが重要であり、県警察では、少年補導職員が継続的に対象少年と連絡を取る中で、その悩みを聞いたり、求めに応じて指導・助言を行うことに加えて、農業体験をはじめとする社会参加活動を通じた居場所づくりなどの立ち直り支援活動を推進している。

このように、県警察では、少年を振り込め詐欺に加担させないための諸対策を推進しており、本県居住の少年を振り込め詐欺事件の被疑者として検挙した事例はないが、非行少年のおよそ 3 人に 1 人が過去に何らかの非行を犯している現状に鑑み、少年が非行に走る前の対策や非行を繰り返すおそれのある少年に手を差し伸べる対策に、より積極的に取り組んでいく必要がある。

3 提言

(1) 高齢者層に重点を指向した広報啓発活動の推進

ア コールセンター事業について

財源であった「緊急雇用創出事業臨時特例基金」が終了したことに伴い、本年 3 月をもって、コールセンター事業が終了した。4 月からは、警察本部に配置した再任用警察官 3 名により、架電による注意喚起業務を継続させているものの、架電件数がそれまでの 1 / 8 に落ち込むなど注意喚起が不十分な状態となっている。

振り込め詐欺の発生に歯止めがかかっていない現状において、数多くの架電による注意喚起は有効であることから、新たなオペレーターを確保し、現在の体制と連携するなどして、さらなる注意喚起を図ること。

イ 被害防止に資する機器の普及促進について

警察本部をはじめ、県内の各警察署における様々な抑止対策にも関わらず、振り込め詐欺被害が後を絶たない現状にある。犯行の手口のほとんどが電話により行われて

おり、犯行グループからの電話を受けないことが最大の被害防止といえることから、振り込め詐欺被害防止のための専用機器の普及促進を図ること。

ウ 広報啓発活動のさらなる充実について

広報啓発活動については、市町村の広報誌を活用するなど地道な活動を粘り強く行うほか、高齢者が狙われている、電話が手段として使用されているなど犯罪の特徴を捉えた広報活動や詐欺行為の具体的なやりとりを実演して見せるなど高齢者の心に響く広報活動を推進すること。

また、被害防止キャンペーン等の街頭活動に際しては、チラシを手渡すなどの一方的な広報だけでなく、受け取った者が振り込め詐欺被害に遭わないようにするための取組を自ら考えチェックすることのできるカードを配布するなど、県民の抵抗力を高めるための一歩踏み込んだ広報活動を推進すること。

さらに、防災無線や防犯パトロール車等を活用し、高齢者ととともに、犯行グループ側の耳にも直接届くような広報活動を推進することで、効果的な啓発や犯罪抑止を図ること。

被害に遭われた方に対しては、救済措置について周知するとともに、二度と被害に遭わないよう丁寧な対応を行うこと。

(2) 関係機関・団体と連携した予防・検挙活動の推進

ア 金融機関等との連携強化について

金融機関における声掛けは、被害の未然防止に大きく貢献していることから、担当者に対する研修の充実等さらなる連携強化を図ること。

また、地道な広報啓発活動に加えて、交通安全運動で実施しているように、県、市町、関係機関・団体が一体となった大々的な取組についても積極的に展開すること。

イ 知事部局関係部署との連携強化について

振り込め詐欺被害の深刻さを考えると、県警察だけでなく、知事部局を含めた県が相応の責任をもって取り組むべきであることから、安全で安心なまちづくりを推進する県民生活部や高齢者対策を推進する保健福祉部等とより一層の連携強化を図ること。

ウ 関係機関・団体と連携した検挙活動について

振り込め詐欺の手口が複雑・巧妙化する中、金融機関や送金方法として利用される郵便局、宅配業者、犯行の足として利用されるタクシー会社等、関係機関とのより一層強力な関係構築に努め、被害の拡大防止及び犯人検挙に努めること。

(3) 少年を振り込め詐欺に加担させないための活動の推進

ア 低年齢少年の規範意識の醸成について

少年を振り込め詐欺に加担させないためには、非行に走る前の早い段階で対策を講じることが重要であることから、小学校等への働き掛けを強化し、小学生等の低年齢

少年を対象とした非行防止教室等を積極的に開催して、小学生等の規範意識の醸成を図ること。

イ 学校や家庭等とのさらなる連携強化について

学校警察連絡協議会等を通じて、生徒児童の規範意識の向上に係る措置や個々の少年の状況に応じた的確な対応を協議するなど、少年非行防止における警察と学校との連携強化を図ること。

また、保護者会、保護者向けの講演会を通じて、地域の非行情勢や非行要因等について積極的に情報発信し、家庭における非行防止の取組がより一層促進されるよう努めること。

ウ 立ち直り支援活動の充実について

最近の少年非行の背景には、少年が自分の居場所を見いだせずに孤立し、あるいは疎外感を抱いていることなどがあげられることから、引き続き、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を積極的に推進すること。特に、社会奉仕活動、農業体験等の各種体験活動は、周囲の人々とのつながりの中で少年たちに自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人に感謝されることを通じて絆を実感させることにより、少年たちの心の拠り所となる新たな居場所を作るものであることから、少年警察ボランティア等と連携しながら、その充実を図ること。

V おわりに

本委員会では、「スポーツの振興を通じた人づくりの推進について」と「振り込め詐欺を撲滅するための取組について」の二つの特定テーマに関して、事前通告制質疑、県内外における現地調査に加え、委員間討議を重ねるなど調査研究を行ってきた。

本報告書は、テーマに係る課題を明らかにし、その解決に向けた方向性等について、提言として取りまとめたものである。

スポーツの振興を通じた人づくりの推進については、本県での国体開催、東京オリンピック等の大規模スポーツイベントや健康長寿とちぎづくり推進条例の施行などを契機にした県民のスポーツへの関心の高まりを捉えて、生涯にわたってスポーツに親しみ豊かなスポーツライフを築けるよう施策を推進することが重要である。

また、トップアスリート等から直接指導を受けその生き方に触れることで、子どもたちのスポーツに関わろうとする意欲を高めるなど、地域と学校との連携により、子どもの体力・運動能力の向上に向けた取組のさらなる充実を図ることが重要である。

振り込め詐欺を撲滅するための取組については、高齢者を振り込め詐欺の被害から守り、少年を犯行に加担させないよう、関係機関・団体との連携をより一層強力に推進することが重要である。

また、振り込め詐欺が親や祖父母が子や孫を思う情愛に付け込み、人と社会の信頼関係を逆手に取るなど極めて卑劣な犯罪であることに鑑み、警察はもとより、官民間わず県全体の力を結集し、強い姿勢で撲滅に向けて取り組むことを期待するものである。

執行部におかれては、本委員会において示された各委員の意見や本報告書の提言が県政において十分反映されるよう望むものである。

そのためには、県議会としても必要な支援や協力を惜しまないことを申し添え、本委員会の報告とする。

VI 文教警察委員名簿

委員長	中 島 宏
副委員長	阿 部 寿 一
委 員	齋 藤 淳一郎
委 員	神 林 秀 治
委 員	松 井 正 一
委 員	花 塚 隆 志
委 員	石 坂 真 一
委 員	梶 克 之

VII 調査関係部課

教育委員会事務局	総務課 教職員課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 健康福利課 国体準備室
----------	--

警察本部 警務部	総務課 警務課 会計課
生活安全部	生活安全企画課 少年課
刑事部	刑事総務課 捜査第二課